

平成28年8月以降における
山陽小野田市福祉医療費助成制度の拡充について

乳幼児医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山口県及び山陽小野田市
- 2 対象者 小学校就学前の乳幼児
- 3 所得要件 対象児童の父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下であること
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常2割部分）を助成

181 負担なし
0～未就学児

平成28年8月以降の制度拡充のポイント

所得要件を撤廃します。

これにより、これまで、小学校就学前で、所得要件により制度の対象とならなかった乳幼児が、乳幼児医療費助成制度の対象となります。

子ども医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山陽小野田市
- 2 対象者 小学1年生から小学3年生までの児童
- 3 所得要件 対象児童の父母の市民税の所得割額の合計が136,700円以下であること（ただし、特例による適用が受けられる場合あり）
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常3割部分）のうち1割を助成します（受診者の自己負担は2割となります。）。

781 2割
小1～中3まで

平成28年8月以降の制度拡充のポイント

対象年齢を中学3年生までに拡大します。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H28年7月まで (現行)	→								
H28年8月から (拡充)	→	→	→	→	→	→	→	→	→

対象年齢を拡大

※所得要件には変更ありません。

ひとり親家庭医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山口県及び山陽小野田市
- 2 対象者 ひとり親家庭の18歳未満（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童及びその母又は父
- 3 所得要件 市民税所得割額が非課税であること（同居の祖父母等の所得も含まれます。）
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常2割又は3割部分）を助成します

平成28年8月以降の変更はありません

0~18歳親
負担なし

注意事項

※いずれの制度も、生活保護受給世帯や他の医療費助成制度の受給が受けられる場合には、該当にならないことがありますので、医療機関の窓口では、これまでどおり受給者証の確認をお願いします。

※医療機関の窓口では、可能な限り現物給付をお願いします。現物給付による対応ができない場合は、市役所の窓口で手続を行った上で、現金給付を行います。